

感染症法上の位置づけ変更に伴う「移行計画」の延長（概要）

新型コロナウイルス感染症の患者が幅広い医療機関を受診できる医療提供体制への移行を目指し、令和5年4月に9月までの期間として策定した「移行計画」について、国の考え方や関係団体との調整を踏まえ、令和6年3月まで延長

I 入院医療体制

(1) 現行移行計画（～9月）		(2) <u>延長する移行計画（～3月）</u>		<算定の考え方>	
最大確保(予定)病床数	1, 862床 (うち重症者 91床 中等症Ⅱ 900床 上記以外 871床)	感染拡大期の 最大確保(予定)病床数	531床 ※ ① (うち重症者 58床 中等症Ⅱ 367床 要配慮者等 106床)	①「 <u>感染拡大期の最大確保(予定)病床数(531床)</u> 」は、各三次医療圏域ごとのオミクロン株流行時(第8波)の最大入院患者数を基に、 <u>国が示す上限目安の考え方により設定</u> (10月以降、対象者を 重症・中等症Ⅱ患者等に重点化 (9月末までは対象者要件なし))	
入院患者受入見込み数	2, 407人	入院患者受入見込み数	2, 407人 ②	②「 <u>入院患者受入見込数(2,407人)</u> 」は、国の考え方を踏まえ、 <u>オミクロン株流行時の最大入院患者数等を勘案し想定</u>	
うち確保病床	1, 000人	うち感染拡大期の 確保病床	285人 ③	③「入院患者受入見込数」のうち「確保病床(285人)」については、最大確保(予定)病床数531床に、オミクロン株流行時(第8波)の入院患者数ピーク時の病床使用率(53.6%)を乗じて想定	
うち確保病床以外	1, 407人	うち上記以外の病床	2, 122人	④国の考え方を踏まえ、 <u>道内の全病院(533機関)での対応を想定</u>	
確保病床を有する医療機関数	164機関	感染拡大期において病床を確保する医療機関数	133機関 ⑤	⑤病床の確保に当たっては、三次救急医療機関や9月末まで重症者病床を確保していた公的医療機関を中心に確保(133機関)	
対応経験のある医療機関数	303機関	対応経験のある医療機関数	347機関 ⑥	⑥対応経験のある医療機関は、コロナ患者の受入実績(院内感染を含む)のある医療機関(10/1時点:347機関、5/8時点:303機関)	
新たに患者対応を想定	71機関	新たに患者対応を想定	53機関	⑦新たに患者対応を想定する医療機関は、53機関(全病院)※(R5.10.1時点)	
		※病床確保は感染拡大期のみ実施(三次医療圏ごとに運用)		⑧新たに患者対応を想定する医療機関は、53機関(全病院)※(R5.10.1時点)	
受入見込み数を達成するための具体的方策					

○二次医療圏ごとに設置する圏域連携推進会議など、医療機関や関係団体等による既存の協議の場を活用するなどし、医療提供体制移行の趣旨とともに、軽症、中等症Ⅰ・Ⅱ、重症の分類による各医療機関の役割分担や位置づけ等について、今後も引き続き説明し、ご協力をお願いしてまいります。

<コロナ入院患者の対応経験がある医療機関(347機関)>

○ 自院患者がコロナ陽性となった場合の治療継続に加え、新たに、コロナ患者で他疾患での入院治療が必要な方の受け入れについて、引き続き働きかけてまいります。

<コロナ入院患者の対応経験がない医療機関(53機関)>

- 受入体制の整備の参考となるよう、感染対策についてのガイドラインのほか、設備への支援や診療報酬特例措置、好事例について、引き続き周知に努めてまいります。
- コロナ以外の疾患で自院に受診・入院している患者がコロナ陽性と判明した場合、可能な限り、当該医療機関において治療を継続するなど、各医療機関の状況に応じた対応について、引き続き働きかけてまいります。

(3) 転退院体制

- 各地域の協議の場などを活用し、各関係機関の役割分担や位置づけ等について、今後も引き続き説明し、働きかけてまいります。
- 地域の実情等に応じ、地域包括ケア病棟等を有する医療機関や後方支援医療機関での受入について、引き続き、ご協力をお願いしてまいります。

(4) 救急医療体制(受診相談体制の維持・拡充の方策)

- 電話相談窓口を引き続き設置し、発熱患者等の体調不良時の不安や疑問、受診の要否、受診する医療機関に迷う場合等の相談に対応してまいります。
- 地域の実情を踏まえた受診相談体制を維持・確保してまいります。

II 入院調整体制

○医療機関間で入院調整を進めるための方策

行政による入院調整の対象者
(感染拡大時を含む)

○ 医療機関間において調整が困難な場合は、保健所や道本庁が支援してまいります。

既存の調整の枠組みの活用
(妊産婦、小児、透析患者等)

○ 妊産婦、小児、透析患者については、医育大学や各専門医会などによる既存のネットワークを活用した調整が行われているところであり、引き続き、関係機関と連携を図ってまいります。

III 外来医療体制

令和6年3月末時点の
外来対応医療機関数(見込)

1, 520機関

<算定の考え方>

○新型コロナ陽性者の日次報告の実績がある医療機関数を勘案して設定
【参考】9月末までの外来対応医療機関数 1, 423 機関

対応医療機関数を達成するための
具体的な取組

○二次医療圏ごとに設置する圏域連携会議など、医療機関や関係団体等による既存の協議の場を活用するなどし、医療提供体制移行の趣旨について、引き続き説明するとともに、指定を受けていない医療機関に対して個別に、外来対応医療機関が診察を行う際に必要となる設備への支援や診療報酬の特例措置、好事例を周知させていただくなど、かかりつけ患者以外への対応も含めて働きかけ、対応をお願いしてまいります。

IV 高齢者施設等の療養体制

○高齢者施設等への往診等に対応する医療機関の確保等の取組

感染制御・業務継続支援チーム
所属人数

医師：14人、看護師：20人、保健師等：281人
(R5.10.1時点)

<算定の考え方>

○高齢者施設等における感染症発生時に、保健所から派遣可能な人数

往診・派遣に協力する医療機関数

216 機関 (R5.10.1時点)

○高齢者施設等に往診等の対応が可能な医療機関数

具体的な取組

○道としては、平時から施設の協力医療機関や入所者のかかりつけ医との連携を確認するほか、保健所調整による往診・派遣に協力いただける医療機関の確保に努めるなど、引き続き、必要時に迅速な支援ができるよう努めてまいります。
○施設において陽性者が発生した際の、保健所における医療支援に当たっては、現地指導等を通じ、施設とも十分相談した上で医療機関等を調整するなど、地域実情に応じて対応してまいります。